

# 令和7年度 江戸川区認可外保育施設集団指導 (居宅訪問型保育事業(個人))

## ～制度概要編～

子ども家庭部子育て支援課  
指導検査係

## 江戸川区が指導監督を行うこととなった経緯

- ◆令和2年4月1日児童相談所（はあとポート）が江戸川区に設置
- ◆「児童相談所設置市の事務」が東京都から江戸川区へ移管された。
- ◆認可外保育施設に関する指導監督が、児童相談所設置市の事務として東京都から江戸川区へ移管された。

# 目次

1. 認可外保育施設の概要
2. 認可外保育施設の届出
3. 認可外保育施設の報告
4. 幼児教育・保育の無償化
5. 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等

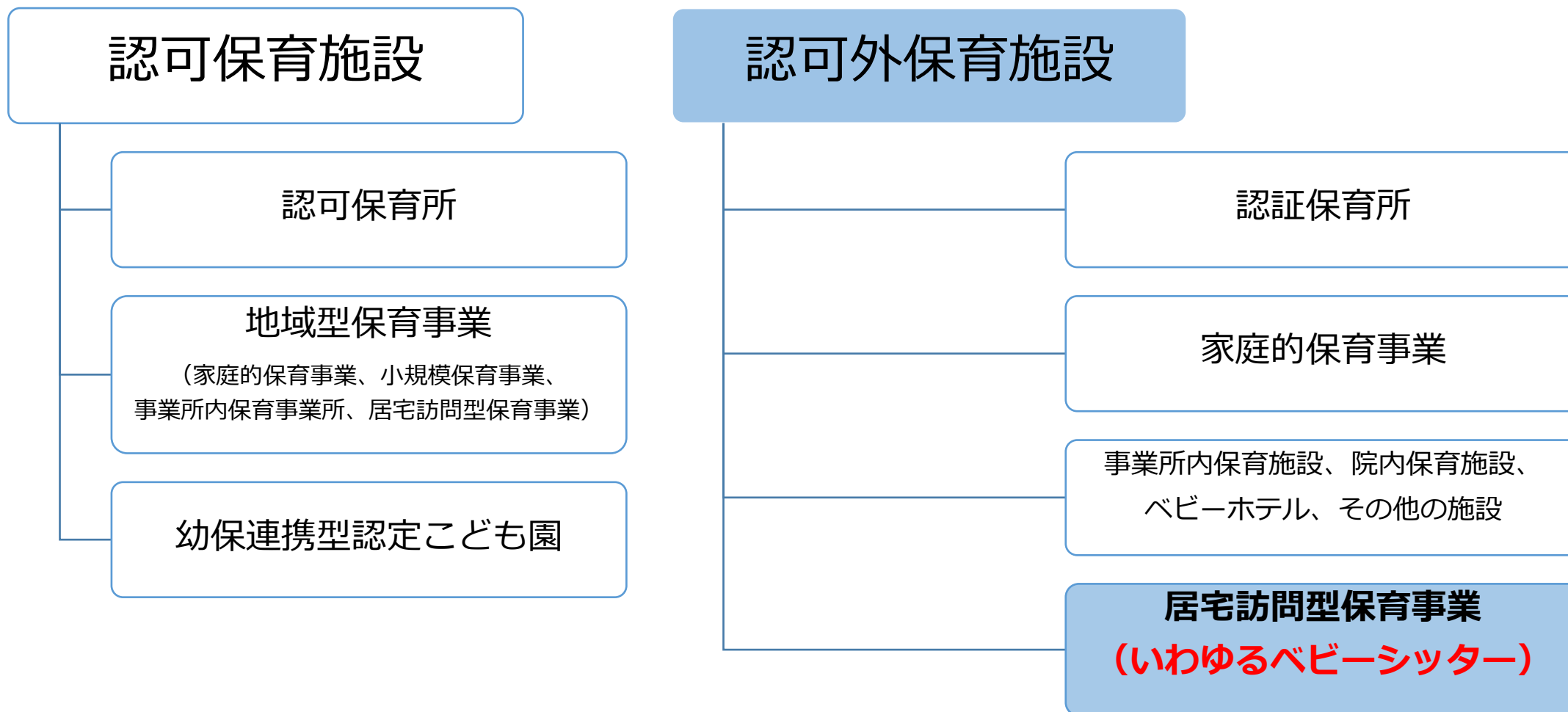
# 1. 認可外保育施設の概要

認可外保育施設とは・・・

- ◆保育を行うことを目的とする施設であって、認可保育所、地域型保育事業及び認定こども園以外のものの総称
- ◆利用料の有無や預かり時間の長短に関係なく、保育者の自宅で行うものや少人数のもの、児童の居宅等に訪問して行う事業も含まれる。

# 1. 認可外保育施設の概要

## 認可外保育施設の体系



# 1. 認可外保育施設の概要

## 認可外保育施設と江戸川区の関わり

### ◆事前指導

→電話相談など

### ◆届出

→設置（変更）届、休止・廃止届

### ◆報告

→運営状況報告（年1回）、事故報告等

### ◆立入調査、集団指導

→指摘事項がある場合、改善状況報告書を提出

### ◆その他（調査協力依頼等）

→厚生労働省からの調査、研修の案内等

## 2. 認可外保育施設の届出

### 認可外保育施設の届出義務

◆認可外保育施設の設置者は、事業の開始の日又は変更・休止・廃止の日から1月以内に都道府県知事（江戸川区長）へ届け出なければならない。

→児童福祉法第59条の2第1項又は第2項

◆規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。

→児童福祉法第62条の4

## 2. 認可外保育施設の届出

### 届出の種別

#### ◆設置届

事業開始後、様式及びその他添付書類により必要事項を届け出る。

→【事業者】 別記第1号様式、別記第1号様式別紙3の1

添付書類 ①保育士証等の写し（保育従事者に有資格者がいる場合）  
②保険会社との契約書類の写し  
③事業パンフレット・しおり等

→【個人】 別記第1号様式、別記第1号様式別紙3の2

添付書類 ①保育士証等の写し（本人が有資格者の場合）  
②保育に関する研修の修了証等  
③マッチングサイト登録者は自身の情報が掲載された箇所  
④保険会社との契約書類の写し  
⑤事業パンフレット、しおり等

## 2. 認可外保育施設の届出

### 届出の種別

#### ◆変更届

事業開始後、届出事項<sup>※1</sup>に変更があった場合、変更内容を届け出る。

→別記第2号様式

- ※1
- ①施設の名称、所在地、連絡先
  - ②設置者の氏名（名称）、住所（所在地）、連絡先
  - ③管理者の氏名、住所

※上記の変更は届出が必須。その他必要に応じて提出を依頼する場合があります。

#### ◆休止・廃止届

施設を休止又は廃止した場合、届け出る。

→別記第3号様式

※再開する場合は改めて設置届を提出する必要があります。

### 3. 認可外保育施設の報告

#### 江戸川区への報告

##### ◆運営状況報告

→毎年10月1日時点の施設の運営状況を報告

##### ◆事故報告

→施設で重大な事故（死亡、重傷事故、食中毒など）が発生した場合に報告

報告先

江戸川区子ども家庭部子育て支援課指導検査係

（電話：03-5662-0349 内線2868）

### 3. 認可外保育施設の報告

#### 事故報告について

- ◆事故の発生及び再発防止に関する努力義務や、事故が発生した場合における都道府県（江戸川区）への報告が義務化。  
→児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第123号）

### 3. 認可外保育施設の報告

#### 事故報告について

◆報告の対象となる重大事故の範囲

#### ○死亡事故

○治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等

※意識不明（人工呼吸器をつける、ICUに入る等）の事故については、その後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。

### 3. 認可外保育施設の報告

## 事故報告の流れ

**第1報：原則事故発生当日**  
(遅くとも事故発生翌日)  
**第2報：原則1ヶ月以内**

ベビーシッターからの報告  
を受け、関係機関へ報告

ベビーシッ  
ター

江戸川区子育て支援課  
指導検査係

こども家庭庁  
消費者庁 等

## 4. 幼児教育・保育の無償化関係

無償化の対象施設となるには

- ① 江戸川区への届出（設置届）
- ② 江戸川区の「確認」を受けるための申請（確認申請）
- ③ 利用者が「保育の必要性の認定」を受けること
- ④ 国が定める認可外保育施設の基準を満たすこと

**（証明書の交付を受けていること）**

上記①～④を全て満たすことが必要です。

## 4. 幼児教育・保育の無償化関係

証明書が交付されるには

- ◆立入調査又は集団指導の結果、「認可外保育施設指導監督基準」を満たしている施設に交付

《指摘事項が**無い**場合》

→原則として、立入調査又は集団指導後に指摘事項がないことを確認した日の翌月1日付交付

《指摘事項が**ある**場合》

→原則として、改善状況報告提出後、指摘事項の改善を確認した日の翌月1日付交付

## 4. 幼児教育・保育の無償化関係

### 証明書が交付されるには

#### ◆「ここdeサーチ」への掲載について

令和6年4月1日に施行された改正児童福祉法により、認可外保育施設（法人・個人事業主を問わず）が提供する保育サービスの内容について、現行の「書面での掲示」に加え、インターネット上（独立行政法人 福祉医療機構が運営する「ここdeサーチ」）における掲示が義務化されました。「ここdeサーチ」への掲示がない場合、認可外保育施設の指導監督基準不適合となります。



江戸川区においては、認可外保育施設各施設からの届出（設置届、変更届、休止・廃止届）、運営状況報告（毎年10月1日現在）、立入調査及び集団指導結果に基づき、江戸川区が「ここdeサーチ」の掲示内容を入力しています。（各施設で入力する必要はありません。）

※「ここdeサーチ」の掲示内容の根拠となりますので、**各届出は必要に応じて、運営状況報告は毎年必ず提出してください。**

### 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

- ◆児童福祉法等の改正により、令和7年10月1日から、保育所等の職員による児童虐待について、発見者の通報が義務化されました。



この改正により居宅訪問型保育事業（ベビーシッター事業）も通報の対象となります。

## 背景

- ◆保育所等における虐待等の不適切事案の頻発  
→安心して保育所等に通わせられる環境整備の必要性
- ◆児童養護施設等では、職員による虐待等につき、発見時の通告義務の仕組みがある。  
→保育所等でも同様の仕組みを設ける必要がある。

## 児童福祉法の改正（令和7年4月）

◆保育所等の職員による虐待につき、児童養護施設等と同様の規定を設ける。

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の**通報義務**
- ・区が行った措置に対する**児童福祉審議会**による意見
- ・都道府県による虐待の状況等の**公表** など

◆虐待通告の対象となる施設・事業の範囲を拡大

→現行9施設に加え、**20の施設・事業を追加**

※次項参照

# 5. 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等

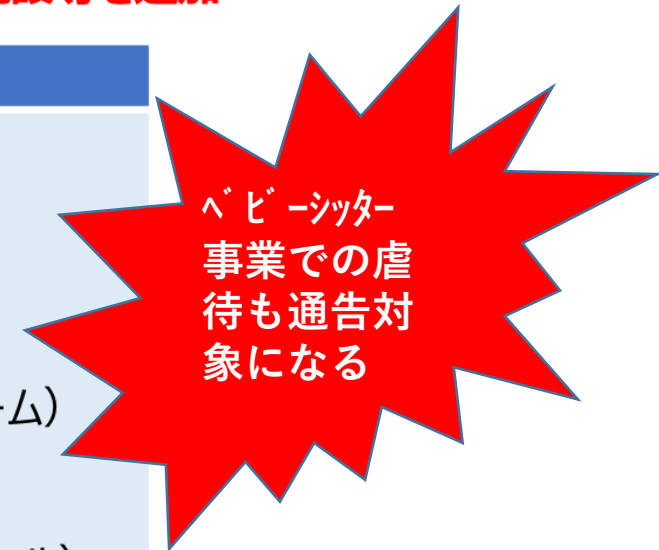
## 対象施設・事業

改正前	
<ul style="list-style-type: none"><li>・児童養護施設</li><li>・里親</li><li>・乳児院</li><li>・一時保護所等</li><li>・指定発達支援医療機関</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害児入所施設</li><li>・児童心理治療施設</li><li>・児童自立支援施設</li><li>・小規模住居型児童養護事業</li></ul>



現行の施設等に加え、新たに20の施設等を追加

改正後（追加）	
<ul style="list-style-type: none"><li>・保育所</li><li>・母子生活支援施設</li><li>・幼保連携型認定こども園</li><li>・<b>居宅訪問型保育事業（ベビーシッター事業）</b></li><li>・認可外保育事業</li><li>・病児保育事業</li><li>・家庭的保育事業（保育ママ）</li><li>・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</li><li>・幼稚園</li><li>・意見表明等支援事業</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・妊産婦等生活援助事業</li><li>・児童館（共育プラザ）</li><li>・小規模保育事業</li><li>・事業所内保育事業</li><li>・一時預かり事業</li><li>・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）</li><li>・子育て短期支援事業</li><li>・児童育成支援拠点事業</li><li>・放課後児童健全育成事業（すくすくスクール）</li><li>・特別支援学校幼稚部</li></ul>



# 5. 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等

## 虐待行為とは

改正法第33条の10第1項

### 身体的虐待

保育所等に通う子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

### 性的虐待

保育所等に通う子どもにわいせつな行為をすること、させること

### ネグレクト

子どもの心身の正常な発達を妨げる著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての責任を著しく怠ること

### 心理的虐待

子どもに著しい心的外傷を与える言動を行うこと

## 虐待行為の類型

### 身体的虐待

- ・首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的に子どもを病気にさせる行為
- ・打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など

### 性的虐待

- ・下着のままで放置する
- ・必要の無い場面で裸や下着の状態にする
- ・子どもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む）
- ・性器を見せる
- ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）
- ・子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う
- ・ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せるわいせつな目的で裸や下着の状態を撮影する など

### ネグレクト

- ・子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩しているこどもに必要な看護等を行わない、子どもを故意に車の中に放置する
- ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）
- ・おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにする
- ・泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する
- ・視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う
- ・適切な食事を与えない
- ・別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す
- ・虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他の子どもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
- ・他の職員等が子どもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する
- ・その他職務上の義務を著しく怠る など

### 心理的虐待

- ・言葉や態度による脅かし、脅迫を行うなど
- ・他のこどもとは著しく差別的な扱いをする
- ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど
- ・子どもの心を傷つけることを繰り返し言うなど（例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、子どもの失敗を執拗に責めるなど）
- ・子どもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、子どもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど）
- ・他の子どもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う
- ・感情のままに、大声で指示したり、叱責したりするなど

『保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年8月改訂）』4・5頁より引用

# 5. 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等

## 通報先

### 改正前

児童相談所、児童福祉審議会、子育て支援課



### 改正後

知事及び**区市町村長**（届出、認可等の所管行政庁）

施設等の所管部署が通報先となる



江戸川区子ども家庭部子育て支援課指導検査係  
電話03-5662-0349

## 【参考条文】

### 児童福祉法

(被措置児童等虐待)

第33条の10 この節において、被措置児童等虐待とは、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業等、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業若しくは乳児等通園支援事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは認可外保育施設（第59条第1項に規定する施設のうち、第6条の3第項から第12項まで又は第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。次項第5号において同じ。）の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該一時保護施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、事業を利用する児童、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2及び3 （省略）

(通告義務)

第33条の12 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県知事又は市町村長に通告しなければならない。

2～6 （省略）

## 【参考】

- ◆保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について  
(こども家庭庁ホームページ)

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/9bfb8838/20250908\\_policies\\_hoiku\\_154.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/9bfb8838/20250908_policies_hoiku_154.pdf)

- ◆保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等  
に関するガイドライン  
(こども家庭庁ホームページ)

[https://www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/66365/20250908\\_policies\\_hoiku\\_153.pdf](https://www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/66365/20250908_policies_hoiku_153.pdf)